

芦屋町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和元年 11 月 13 日

芦屋町農業委員会

第 1 基本的な考え方

芦屋町農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進」に取り組むため、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項に基づく指針として、具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標 1.0ha

【目標設定の考え方】

利用意向調査等により、貸し手、借り手のマッチングを行い、遊休農地の解消を促す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 利用状況調査や利用意向調査、相談活動、地域活動等を踏まえ、農地の利用関係の調整を積極的に行う。
- ② 農地パトロールについては、年間を通じて適宜実施し、違反転用や遊休農地等の早期発見に努める。
- ③ 利用意向調査の結果を受け、意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。
- ④ 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、再生困難と区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標 0.08ha

【目標設定の考え方】

当町の一筆の平均面積とした。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 町及び農地中間管理機構との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付を希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、利用権設定や農地中間

管理事業の活用などにより、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

- ② 守るべき農地を明確化し、意欲ある農業後継者、新規農業参入者及び退職帰農者等の担い手への利用集積・集約化を促進する
- ③ 農地の貸借制度や農地中間管理事業の積極的な周知に努める。
- ④ 農業関係者との意見交換等により地域の農業者の意見を集約し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1 経営体

【目標設定の考え方】

毎年度1経営体新規参入することを目標とする。

就農希望者に対する就農相談や情報提供等を行い、関係機関のほか地域の農業者と連携して新規就農者の定着と経営の発展を支援する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 町と連携して、立地条件（大都市近郊であること、圏央道等へのアクセス等）や自然環境（水、土、気候等）などの魅力を積極的に発信するとともに、国、県の支援制度や町の新規参入促進のための新規就農者奨励金制度や家賃補助制度などをはじめとした助成制度の周知に努め、新規参入の促進を図る。
- ② 町や農地中間管理機構等の関係機関・団体と連携し、管内農地の借入れ意向のある農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、様々な相談に応じるとともに、農地のあっせんに努めるなど積極的な支援を行う。
- ③ 農業関係者との意見交換等により地域の農業者の意見を集約し、新規参入の促進に努める。
- ④ 農業委員は、参入希望者（法人を含む）の地域での受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。